

国の働き方改革実行計画により実施される諸施策に適切に対応していただくとともに、「神奈川県における魅力ある職場作り推進に向けた共同宣言」及び「神奈川いきいき労働共同宣言」の理念を踏まえた取組みを積極的に実施していただくようお願いします。

また、次の各項目に掲げる事項について、特段のご配慮をお願いします。

1 若年者について

平成 29 年の国の労働力調査によると、不本意なまま非正規雇用で働き続けている者は全体的に減少傾向にあるものの、年齢層別にみると、若年者（25～34 歳）では、依然として、その割合が高い状況にあります。

ついては、将来を担う若年者が安心して働き続けることができるよう、「ユースエール認定企業」制度の活用等による正社員としての雇用機会の確保とあわせて、キャリアアップ助成金の活用などにより、就職氷河期世代を含め、不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転換・待遇改善について、より一層の取組みをお願いします。

さらに、中途退学者、ニートやひきこもり、LGBT など就職に際して困難を抱える若年者も多くおりますので、こうした方々への適切な配慮をお願いします。

2 障がい者について

平成 29 年の障害者雇用状況の集計結果（神奈川労働局）によると、県内民間企業の障がい者雇用は着実に進んでいますが、実雇用率は 1.92% と、法定雇用率には依然として達しておらず、特に中小企業における取組みが進んでいません。

また、平成 30 年 4 月から精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の法定雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も従業員 45.5 人以上に拡大されています。

さらに、精神障がい者については、就職希望者が増加している一方、早期離職が多く、雇用機会の確保とあわせて、職場定着への取組みが求められています。

県では、津久井やまゆり園で発生した事件を受け、平成 28 年 10 月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、障がい者の社会への参加を妨げる偏見や差別の排除に向けた取組みなどを進めているところですが、ともに生きる社会の実現に向けては、障がい者雇用の一層の促進が重要です。

こうした中、障がい者の雇用促進については、従前より、神奈川県障害者雇用推進連絡会などにおいて、使用者団体、労働団体の皆様と連携して取り組んでいるところですが、事業主の皆様には、法定雇用率の達成に向けてご尽力いただくとともに、精神障がい者の積極的な雇用、職場定着に向けた適切な配慮など、より一層の取組みをお願いします。

県としても、県障害者雇用促進センターにおいて、神奈川労働局・ハローワークとの連携を強化し、企業、特に中小企業への支援を行っているほか、精神障がい者を雇用する中小企業に利用していただきやすいよう、今年度から補助事業の要件を見直しておりますので、積極的にご活用くださるようお願いします。

3 女性について

平成 29 年の神奈川県労働力調査によると、男性に比べて女性は非正規雇用の割合が高く、男性の 22.2% に対し、女性は 58.1% となっています。

また、出産・育児等によりやむを得ずキャリアを中断した女性の中には、その後の再就職時にキャリアを適切に評価されないケースも見られます。

さらに、母子世帯の生計維持者である母親の 8 割は就業しているものの、非正規雇用が多く、平均年間就労収入は 200 万円（平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査）で、経済的基盤の弱さが子どもの貧困の要因の一つと考えられます。

事業主の皆様には、女性が働きやすい職場環境の整備、正社員としての雇用機会の確保とともに、特にひとり親家庭に対する配慮を含め、現在雇用している非正規労働者の正社員転換・待遇改善につきまして、より一層の取組みをお願いします。

4 高齢者について

平成 29 年の高齢社会白書によると、平成 28 年の労働力人口は、6,673 万人、うち 65 歳から 69 歳が 450 万人、70 歳以上は 336 万人で、労働力人口総数に占める 65 歳以上の割合は 11.8% と上昇し続けています。

また、現在仕事をしている高齢者の約 4 割が働けるうちはいつまでも働きたいと回答しており、70 歳くらいまで、もしくはそれ以上との回答と合計すれば約 8 割が高齢期にも高い就業意欲を持っており、「人生 100 歳時代」が到来する中で、働く意欲と能力のある高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられる雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠となっています。

こうした中、事業主の皆様には、高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大など、意欲と能力を持った高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供について、より一層の取組みをお願いします。

また、「人生 100 歳時代」においては、退職後のセカンドライフを有意義なものとするために、早期に準備を進めていくことが望ましいと考えており、生活設計セミナーの実施や能力開発への支援など、退職後を展望した従業員教育の充実にもご配慮をお願いします。

5 職場環境の改善

適正な労働時間や、子育て・介護・病気の治療と仕事との両立などワーク・ライフ・バランスを実現でき、笑顔があふれるような職場環境は、優秀な人材の確保・定着、従業員の意欲向上や労働生産性の向上に資するなど、企業にとって大きなメリットとなります。

事業主の皆様には、就業規則の整備やテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク）の導入など、多様な働き方を推進することにより、総労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の改善に、より一層のご尽力をいただくとともに、部下の子育てや介護を応援する、いわゆる「イクボス」といわれるマネジメント能力の高い管理職の育成やハラスメントのない働きやすい環境づくりをお願いします。

また、学生や生徒がアルバイトとして働く際には、学業に支障をきたすことなく健全に働くことができる職場環境の整備をお願いします。

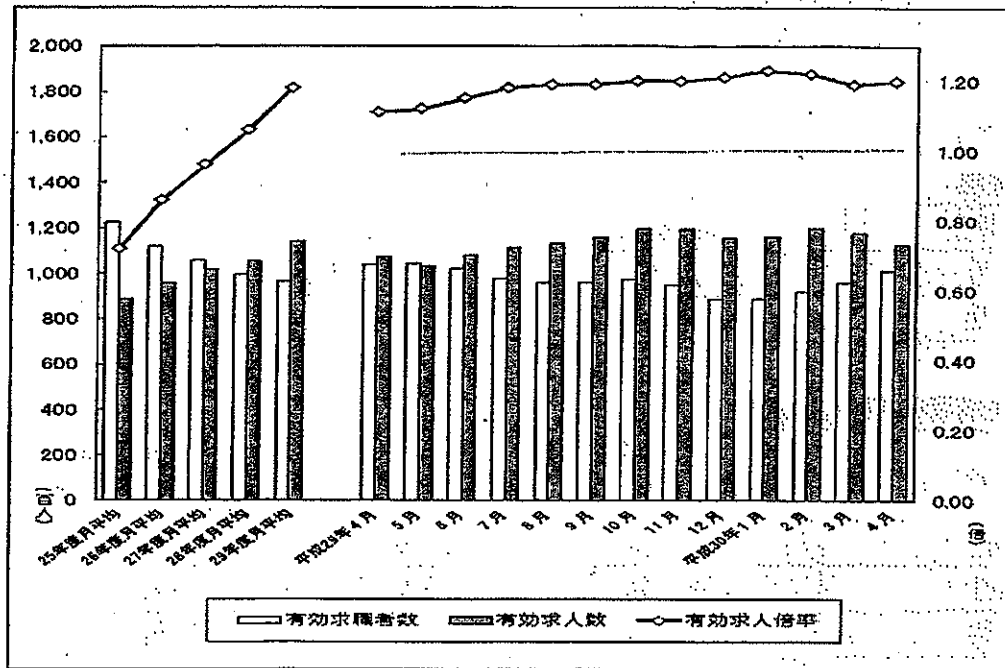
◆ 雇用情勢について

○ 有効求人倍率

県内の4月の有効求人倍率は、1.20倍で前月比0.01ポイントの上昇

区分	H30.1	H30.2	H30.3	H30.4
県内	1.23倍	1.22倍	1.19倍	1.20倍
全国	1.59倍	1.58倍	1.59倍	1.59倍

求人、求職及び求人倍率の推移



資料：神奈川県労働局「一般職業紹介状況（平成30年4月分）」（季節調整値）

◆ 若年者について

○ 大学卒業者の内定率（全国）

（大学等卒業者の就職状況調査 厚生労働省・文部科学省）

	H24年3月卒	H25年3月卒	H26年3月卒	H27年3月卒	H28年3月卒	H29年3月卒	H30年3月卒
4月1日現在	93.6%	93.9%	94.4%	96.7%	97.3%	97.6%	98.0%

○ 高等学校卒業者の内定率（県）

（高等学校卒業者の就職状況に関する調査 文部科学省）

	H24年3月卒	H25年3月卒	H26年3月卒	H27年3月卒	H28年3月卒	H29年3月卒	H30年3月卒
3月末現在	92.3%	94.3%	94.9%	97.1%	96.9%	97.0%	95.5%

○ 不本意非正規雇用の割合（全国）

（労働力調査 総務省統計局）

現職の雇用形態に就いた主な理由		正規の職員・従業員の仕事がないから	
H29	男性	総数	22.7%
		25～34歳	35.8%

◆ 障害者について

- 障害者雇用率の推移（県・全国）（神奈川県：神奈川県労働局職業安定部 全国：厚生労働省職業安定局 各報道発表資料）

（単位：％）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
実雇用率（神奈川県）	1.57	1.62	1.56	1.63	1.68	1.75	1.82	1.87	1.92
〃（全国）	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97
法定雇用率	1.8				2.0				

- 法定雇用率達成企業の割合（県・全国）（神奈川県：神奈川県労働局職業安定部 全国：厚生労働省職業安定局 各報道発表資料）

（単位：％）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
神奈川県	43.5	45.8	42.4	45.1	40.0	41.6	44.0	46.7	47.8
全国	45.5	47.0	45.3	46.8	42.7	44.7	47.2	48.8	50.0
法定雇用率	1.8				2.0				

◆ 女性について

- 就業者数の推移

（神奈川県労働力調査）

就業者数	平成28年	平成29年	増減数
男性	280万1千人	282万3千人	2万2千人増
女性	196万5千人	202万8千人	6万3千人増

- 雇用形態別雇用者の割合の推移

（神奈川県労働力調査）

区分	平成28年		平成29年	
	正規雇用	非正規雇用	正規雇用	非正規雇用
男女計	62.7%	37.3%	62.2%	37.8%
男性	78.5%	21.5%	77.8%	22.2%
女性	41.5%	58.5%	41.9%	58.1%

- 母子家庭の就業等状況

（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）

世帯数	就業状況			平均年間就労収入
	うち正規社員	うち自営業	うちパート・アルバイト	
123.2万世帯	81.8%	44.2%	43.8%	200万円

◆ 高齢者について

- 高齢者の就労意識

「平成29年高齢社会白書（内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査（平成26年）」による就労希望年齢）」

